

元の生活を返せ訴訟 第24回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第24回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第24回口頭弁論：7月19日（水）14：00から

同時開催：第24回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2017年7月19日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟がどこまで進んでいるか。

この裁判は大詰めを迎えています。その争点は大きく分けて、責任論（国と東電の責任）と損害論（いわき市民の損害）の二つです。

責任論については、過去の東電及び国の資料などにより、国と東電の責任はかなりの程度立証できており、本年3月の前橋地裁の判決においても国と東電の責任が認められています。さらに責任を立証できる資料も追加予定です。

損害論については、いわき市民の現状を、これまで原告のアンケート形式の陳述書などにより説明してきたが、現在人数を絞って、より詳細な陳述書を作成し、裁判所に提出しています。また、脳神経科学者の伊藤浩志氏などの意見より、いわき市民が放射能等に対して不安を抱くことは当然であり、また免疫機能などの身体的影響もありうる事が分かってきています。また、生活汚染の状況として、原告自宅敷地などの土壌調査も予定しています。

ここからの最後の立証が大事となっています。

第2 第24回口頭弁論の概要

1 原告

○準備書面（47）：損害論に関する東電準備書面（17）に対する反論

あらためて低線量被曝の影響及び放射能に関する精神的ストレスについて、新たな証拠をつけて説明した。

地域の土壌汚染について、原告の陳述書などを使用して説明した（※今後も原告宅等の土壌調査を行う予定である）。

福島原発の廃炉作業の見通しが全くたたないことをテレビ番組（NHKスペシャル）を使用して説明し、いわき市民が未だ不安のなかにいることを説明した。

放射能に関する認識の違いにより、家族内や知人間で人間関係が分断したり、軋轢があり、それが原発事故に由来することをあらためて説明した。

○準備書面（４８）：国求釈明に応じて、外国籍原告の表示

※なお、これに基づき、国がどのような主張を行うかは不明である。

○代表詳細原告の陳述書の提出

現在２０名弱提出し、今後１０通程度追加を予定している。

２ 東電

今回は、何も提出しない。

３ 国

証拠のみ提出し、準備書面を提出しないため、その主張の主旨は明確ではない。

証拠として、他の裁判所で提出された責任論と損害論の専門家意見書が提出された。

４ 第２４回口頭弁論の進行

原告側からは、原告代理人１人が「原告準備書面（４７）」に関する意見陳述を行う予定です。

４ 第２５回法廷

２０１７年９月１２日（水）※開始時間は午後２時を予定しています。

第３ 訴訟そのものの概要

１、原告

福島県いわき市の市民１,５７４人（１次８２２人／２次５７１人／３次１８１人）

世帯数（１次３３６世帯／２次２６４世帯・内１６は１次と重複／３次８３世帯）

２、原告の内訳

子ども１（本件事故当時、０歳から満１８歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（１次１４０人／２次７８人／３次３０人）

子ども２（本件事故後に懐胎・誕生した子）（１次８人／２次６人／３次５人）

妊婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（１次７人／２次４人）

一般（１次６６７人／２次４８３人／３次１４６人）

３．請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時０．０４マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で１８歳未満の者に対しては毎月８万円、それ以外の者に対しては毎月３万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金２５万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金２５万円（②の慰謝料と合わせて合計５０万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以 上